

公立大学法人神戸市看護大学学生懲戒規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第37号

公立大学法人神戸市看護大学学生懲戒規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学学生懲戒規程（2019年4月30日規程第100号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第7条 (略)。 (調査委員会の組織)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>9 調査委員会の庶務は、<u>教務学生課教務係</u>において、処理する。 (弁明の機会)</p> <p>第9条～第11条 (略) (懲戒委員会の組織)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3) <u>図書情報センター長</u></p> <p>(4)(5) (略)</p> <p>2～5 (略) (懲戒委員会の議事)</p> <p>第13条～第15条 (略) (庶務)</p> <p>第16条 懲戒委員会の庶務は、<u>教務学生課教務係</u>において、処理する。 (懲戒委員会の施行細則の委任)</p> <p>第17条～第36条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>教務</u></p> <p><u>学生係</u></p> <p><u>図書館長</u></p> <p><u>教務学生係</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、2025年4月1日から施行する。</u></p>